

大分大学地域経済社会教育開発センター運営委員会細則

令和 7 年 3 月 2 4 日 制定
令和 7 年 細 則 第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学地域経済社会教育開発センター規程（令和 7 年規程 号）第 7 条第 2 項の規定により、大分大学地域経済社会教育開発センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学地域経済社会教育開発センター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの担当教員の編成に関すること。
- (4) センターの予算に関すること。
- (5) その他センターの運営に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) センター次長
 - (3) 主担当の教員 若干人
 - (4) 兼担の教員 若干人
 - (5) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項第 3 号から第 5 号までの委員は、センター長が指名する。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、センター次長がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第 7 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第 2 項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。
- 3 第 1 項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。